

取引所為替証拠金取引説明書

東京金融取引所

平成 28 年 11 月

インヴァスト証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 26 号

東京金融取引所の取引所為替証拠金取引（以下「取引所為替証拠金取引」といいます。）をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について	2
取引所為替証拠金取引の仕組みについて	3
☆取引の方法	3
☆証拠金	3
☆決済時の金銭の授受	5
☆取引規制	6
☆益金に係る税金	6
当社への取引の委託の手続きについて	6
取引所為替証拠金取引およびその委託に関する主要な用語	8
金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決	10
【別紙】	13

本説明書は、当社が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、東京金融取引所において行われる取引所為替証拠金取引（愛称を「くりっく 365」といいます。）について説明します。

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

取引する通貨の対象国の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。また、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の対象国の金利が売付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことになることがあります。

相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広くなったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。

取引する通貨の対象国が休日等の場合、その通貨に係る金融指標の取引が行われなないことがあります。

取引システムもしくは取引所、当社およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

注文が執行されたときは、委託手数料を徴収します。詳しくは、別紙をご参照ください。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

取引所為替証拠金取引の仕組みについて

東京金融取引所における取引所為替証拠金取引（以下、「本取引」という。）は、同取引所が定める規則に基づいて行います。

当社による本取引の受託業務は、これらの規則（同取引所の決定事項および慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会規則を遵守して行います。

☆取引の方法

東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）においては、別表（取引所為替証拠金取引の種類）に掲げる本取引が取引されます。

それぞれの対日本円取引の対象通貨またはクロス取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、別表（取引所為替証拠金取引の種類）をご覧ください。

その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通（一部通貨における決済日の取扱いを除く。別表（取引所為替証拠金取引の種類）ご参照ください。）で、次のとおりです。

- ①限日取引は、毎取引日を取引最終日とします。同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に翌取引日の建玉が消滅した建玉と同一内容で発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといいます。
- ②ロールオーバーがなされた場合に、組合せ通貨間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額（スワップポイント）が発生します。ただし、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。
- ③建玉の決済は、指定決済法による差金決済とします。
- ④決済日は、取引の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日を原則とします。ただし、日本の銀行の休業日、通貨組合せの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日等により、決済日が繰り延べられる場合には、取引所が別途通知を行います。

☆証拠金

(1) 証拠金の計算方法

証拠金額は、一律方式により計算されます。同一通貨の組合せで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、必要証拠金額の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。

一律方式では、建玉数量 1 枚につき取引所が定める一定の円通貨額を掛けた金額に、建玉の値洗いおよび決済による評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額を加算または減算して証拠金所要額とします。

(2) 証拠金の差入れ

お客様が取引の注文をする際は、(3)に定める必要証拠金以上の額を証拠金として当社に差入れる必要があります。証拠金は日本円のみを受け入れとし、有価証券や外貨の受け入れはいたしません。

(3) 証拠金

本取引は、「取引所の定める為替証拠金基準額（本説明書では、以下「取引所基準額」という。）に基づき4つのレバレッジコース「1倍」「5倍」「10倍」「25倍」があります。新規注文発注の際に、お客様の取引手法に応じたレバレッジコースをご選択していただけます。

※各通貨ペアの取引所基準額は東京金融取引所が一週間分の清算価格平均値を用いて算出いたします。

(4) 証拠金の維持

お客様は、取引所が取引日ごとに建玉について計算した証拠金所要額が差入れている取引証拠金額を上回る場合には、取引所の定めるところにより、証拠金所要額と証拠金預託額との差額以上の当社が定める額を、当社が指定した日時までに、当社に差入れなければなりません。

(5) 評価損益およびスワップポイントの取扱い

値洗いおよび決済により発生した評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額の合計額が正である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額より減算します。また、合計額が負である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額に加算します。

(6) 証拠金の引出し

証拠金預託額に決済差益を加えた額が、取引所が定める引出しの基準となる額以上の当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

(7) ロスカットの取扱い

当社は、本口座の有効比率を一定の間隔で確認し、その際に有効比率が100%以下となっている場合、お客様の登録されたメールアドレスにアラートメールを送信致します。また、本口座の有効比率確認時に有効比率が80%以下となっている場合には、未約定の注文をすべて取消したうえで、すべてのポジションを強制決済（ロスカット）します。

【有効比率の確認間隔】

100%超：約2分

100%以下：約30秒

※ロスカット実行時に保有する通貨ペアが取引所の取引時間外のために決済されない場合、または取引終了直前にロスカットの対象となり、同一営業日内に全建玉のロスカットが完了しなかった場合は、当該建玉のロスカットは、直近の取引開始後直ちに行います。なお、すべての建玉のロスカットが完了するまでの間は、取引できません。

※市場急変時はアラートメールを送信することなくロスカット注文が執行される場合があります。

※システムの有効比率の確認は上記の間隔で行われるため、急激な相場変動時等には有効比率が80%を大きく割込んだ時点で強制決済されることがあります。さらに、有効比率がマイナスの時点で強制決済され、証拠金預託額以上の損失が発生する可能性があります。

※証拠金預託額以上の損失が発生した場合、損失額と証拠金預託額の差額をただちにご入金いただく必要があります。

※ロスカット等の判定確認および決済注文は、その時の相場状況（流動性の低下、取引所の注文状況など）や、対象となる口座数、建玉数および注文の件数などにより、必ずしも上記【確認間隔】のとおり処理が完了するとは限りません。そのため、決済されるレートが注文執行時点のレートから大きく乖離して約定することがあり、預託資金以上の損失が発生する可能性があります。

※有効比率が100%以下であったため約30秒毎の確認となった場合において、その後有効比率が回復し、有効比率が100%超となったときは、約2分毎の確認間隔となります。

(8) 証拠金不足の取り扱い

本取引は取引日ごとの取引終了時におけるお客様の証拠金等の実預託額（有効証拠金）が必要証拠金額（取引所基準額にて計算）を下回る場合（以下「証拠金不足」という）、次に定める基準にしたがって処理を行います。

① 証拠金不足が生じた場合、お客様の新規取引を規制し、証拠金不足が生じている旨を通知します。当社は、②に定める時間までに顧客から不足額以上の入金を確認できなかった場合は、注文中の注文を取消したうえで、お客様が保有するすべての建玉を決済します（以下「強制決済」という）。

② 入金期限：証拠金不足判定の翌取引日 26 時（深夜 2 時）

※日本の金融機関の休業日の前日に証拠金不足が発生した場合、強制決済処理は行いません。

※証拠金不足に係る判定は、保有建玉のレバレッジコースに関わらず、取引所基準額を元により判定します。

(9) 証拠金の管理

お客様が差入れる証拠金は、取引所に預託することにより、当社の資金とは区分されるとともに、取引所においても同取引所の資産と区分して管理されます。お客様から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合は、株式会社三井住友銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理します。

(10) 証拠金の返還

当社は、お客様が本取引について決済を行った後に、差入れた証拠金に決済差益を加算した額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める当社が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。

☆決済時の金銭の授受

本取引の建玉の決済を行った場合は、通貨の組合せごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算または減算され、上記「☆証拠金 (6) 証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

・ 対日本円取引の通貨の場合

{1 取引単位※×約定価格差（円）+累積スワップポイント} ×取引数量

※それぞれの取引単位は、別表（取引所為替証拠金取引の種類）をご覧ください。

（注）約定価格差とは、転売または買戻しに係る約定価格と当該転売または買戻しの対象となった新規の買付取引または新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

・クロス取引の通貨の場合

{1 取引単位※×約定価格差（通貨単位）+累積スワップポイント（通貨単位）}×取引数量
（注）決済がなされた取引日の対円取引の当日清算価格で円通貨額を確定します。

☆取引規制

取引所が取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意ください。

- ①証拠金の額が引上げられることがあります。
- ②取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- ③取引が停止または中断されることがあります。
- ④取引時間が臨時に変更されることがあります。

☆益金に係る税金

(1) 個人のお客様に対する課税

本取引で発生した益金（手仕舞いで発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降 3 年間、繰越すことができ、他の先物商品との間での損益通算を行うことが可能です。

(2) 法人のお客様に対する課税

各法人の事業年度に応じて損益を計算します。

法人本来の事業活動における損益と外国為替証拠金取引による損益を合算して課税所得を計算します。法人税法では事業年度末日における未実現損益も課税所得計算に参入する必要があります。事業年度末日に外国為替証拠金取引による決済があったものとして損益計算を行い、課税所得の計算をします。課税所得にマイナスが生じた場合、青色申告の届出を提出していれば、損失を 7 年間繰越すことができます。

(3) 支払調書

当社は、お客様が本取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

なお、税制については、関連法令またはその解釈等が将来変更される可能性があります。

※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

当社への取引の委託の手続きについて

お客様が当社に本取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

- ①市場デリバティブ取引に係るご注意（以下「注意喚起文書」という）、本取引に関する約款（以下「契約約款」という）、および本説明書の受領。

当社から注意喚起文書、契約約款および本説明書を交付いたしますので、本取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨を電磁的方法で同意をしていただきます。

- ②当社による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾いただきます。

- ③取引所為替証拠金取引口座設定約諾書の同意

本取引を行うに当たり、お客様と当社間に発生する権利・義務関係や取引に関する取り決めを充分ご理解のうえ、本約諾書の差入れに替えて電磁的方法で同意をいただきます

- ④お取引の口座開設

本取引の開始にあたってはあらかじめ当社「くりっく 365」に口座開設をいただきます。その際ご本人であることを確認できる公的証書をご提出いただきます。

(2) 証拠金の差入れ

本取引の注文をするときは、あらかじめ当社に所定の証拠金を差入れていただきます。

(3) 注文の指示

本取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に当社に指示してください。

- ①注文する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（本取引の場合は東京金融取引所）

- ②通貨ペア

- ③売付取引または買付取引の別

- ④数量

- ⑤価格（指値、成行等）

- ⑥委託注文の有効期間

- ⑦その他お客様の指示によることとされている事項（異なる注文方法の注文をセットで行う場合など）

(4) 建玉の保有または決済の方法

建玉の決済方法には反対売買および建玉整理があります。

反対売買により決済する場合は、転売または買戻しとして取引数量分をあらかじめ指定した建玉から減じる方法（指定決済法）で行います。

同一通貨の売建玉と買建玉を同時に保有する両建てを行うことは可能ですが、両建てをした後にそれぞれの建玉を反対売買により決済する場合、売買価格差や委託手数料を二重に負担することとなるなどの経済的合理性を欠く可能性があります。また、両建てを建玉整理により解消する場合は、売買価格差や委託手数料を二重に負担することはありませんが、経済的合理性を欠く恐れがあります。

(5) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書兼取引残高報告書をお客様に交付します。

(6) 証拠金の維持

委託注文した取引が成立したときは、発注証拠金は必要証拠金に振替わります。また、証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。

(7) 委託手数料

当社は、お客様とあらかじめ取決めた料率、額および方法により委託手数料を徴収します。
(別紙をご参照ください。)

(8) 消費税等の取扱い

消費税等（消費税、地方消費税）については、委託手数料とともに徴収します。

(9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引の状況をご確認いただくため、取引成立のつど、および四半期（3月、6月、9月、12月末）ごとに、対象期間において成立した取引の内容ならびに四半期末日におけるお客様の建玉、口座状況、対象期間に成立した取引の内容および入出金履歴を記載した取引残高報告書を作成してお客様に交付します。

(10) 当社の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

当社が支払不能などの事由により、取引所から取引停止などの処分を受けた場合、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管または決済を行わせる場合があります。手続きについてはその際にご案内します。なお、差入れた証拠金および決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者または取引所から返還を受けることができます。

(11) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社へ直接ご照会ください。

取引所為替証拠金取引の仕組み、取引の委託手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

取引所為替証拠金取引およびその委託に関する主要な用語

◇受渡決済（うけわたしけっさい）

先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。本取引においては、受渡決済は行われません。

◇売付取引（うりつけとりひき） ◇売建玉（うりたてぎょく）

一般に先物・オプションを売る取引をいいます。本取引の場合は、買戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。

売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

◇買付取引（かいつけとりひき） ◇買建玉（かいたてぎょく）

一般に先物・オプションを買う取引をいいます。本取引の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。

買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。

◇買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

◇金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

本取引を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

◇限日取引（げんにちとりひき）

本取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰越されます。

◇先入先出法（さきいれさきだしほう）

転売または買戻しに係る取引の数量をその有する売建玉または買建玉について先に成立した建玉から順番に減じる方法をいいます。

◇差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。

◇指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。

これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

◇指定決済法（していけっさいほう）

本取引において既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合、既存の建玉との両建てとし、後で顧客が決済の対象とする建玉を指定して申告を行うことで建玉を減じる方法をいいます。

◇証拠金（しょうきん）

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差入れる保証金をいいます。

◇証拠金預託額

お客様からお預かりしている証拠金残高です。

◇必要証拠金額

建玉を維持するために必要な証拠金額です。新規注文の発注、ロスカットおよび証拠金不足の判定に使用します。

◇有効証拠金額

証拠金預託額に評価損益を加え、出金指示額を差引いた金額です。

◇有効比率

必要証拠金額に対する有効証拠金額の割合を百分率で表した数値です。

◇スワップポイント

本取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。

◇清算価格（せいさんかかく）

値洗いを行うために、付合せ時間帯終了後に取引所が決める価格をいいます。

◇追加証拠金（ついかしょうこきん）

証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差入れなければならない証拠金をいいます。

◇付合せ時間帯（つけあわせじかんたい）

本取引は取引所が定める時間帯に行います。

◇転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

◇特定投資家（とくていとうしか）

本取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識および経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行などをいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取扱うよう申出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取扱うよう申出ることができます。

◇取引日（とりひきび）

取引所において、一営業日の付合せ時間帯開始時から当該付合せ時間帯の終了時までをいいます。その日付は当該一営業日の日付によります。

◇値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、取引所において決められた清算価格により評価替えする手続きをいいます。

◇ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場で設定する取引をいいます。

◇両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

◇ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

◇ロールオーバー

本取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰越すことをいいます。

金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決

(1) 当社の概要

- ◇商 号：インヴァスト証券株式会社
- ◇住 所：東京都港区西新橋 1 丁目 6 番 21 号
- ◇登 録 番 号：関東財務局長（金商）第 26 号
- ◇設立年月日：昭和 35 年 8 月 10 日
- ◇資 本 金：59 億 6500 万円
- ◇代表者氏名：代表取締役社長 川路 猛
- ◇業務の種類：第一種金融商品取引業
第二種金融商品取引業
投資助言業

◇沿 革：

昭和 35 年 08 月	丸起証券株式会社設立
昭和 35 年 09 月	証券取引法に基づく証券業者としての登録
昭和 61 年 07 月	大阪証券取引所の正会員資格取得
平成 08 年 03 月	丸起証券株式会社から「こうべ証券株式会社」へ商号変更
平成 10 年 05 月	東京証券取引所の正会員資格取得
平成 15 年 12 月	名古屋証券取引所 IPO 取引資格取得
平成 16 年 12 月	ジャスダック証券取引所取引資格取得
平成 17 年 06 月	こうべ証券株式会社から「KOBE 証券株式会社」へ商号変更
平成 18 年 01 月	名古屋証券取引所総合取引参加者資格取得
平成 18 年 03 月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス市場」スタンダード基準上場
平成 19 年 04 月	KOBE 証券株式会社から「インヴァスト証券株式会社」へ商号変更 本店所在地を大阪府大阪市から東京都港区に変更
平成 19 年 09 月	金融先物取引法に基づく金融先物取引業の登録 金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録
平成 19 年 10 月	三貴商事株式会社が運営するオンライン事業の一部を吸収分割により承継 オンライン事業の開始
平成 21 年 08 月	対面証券事業をばんせい山丸証券株式会社に会社分割により譲渡
平成 22 年 03 月	商品先物取引事業をドットコモディティ株式会社に会社分割により譲渡
平成 22 年 10 月	大阪証券取引所「ヘラクレス市場」と JASDAQ との市場統合により、「JASDAQ 市場」へ上場変更
平成 24 年 11 月	スター為替証券株式会社の店頭為替証拠金取引事業を吸収分割により承継
平成 24 年 12 月	スター為替証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業、取引所株価指数

	証拠金取引事業を吸収分割により承継 三田証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業を吸収分割により承継
平成 25 年 07 月	東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合により、東京証券取引所「JASDAQ (スタンダード)」へ上場変更
平成 25 年 08 月	投資助言・代理業の登録
平成 26 年 03 月	株式会社サイバーエージェント FX (現：ワイジェイ FX 株式会社) の取引所為替証拠金取引事業を吸収分割により承継

◇主要株主：川路 耕一

◇加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

【店頭外国為替証拠金取引】

当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」「シストレ24」および「トライオート FX」について、オンライン取引を提供させていただいております。なお、「シストレ24」については、投資助言業に該当します。

【取引所為替証拠金取引】

東京金融取引所で行われる取引所為替証拠金取引「くりっく 365」について、オンライン取引を提供させていただいております。

【取引所株価指数証拠金取引】

東京金融取引所で行われる取引所株価指数証拠金取引「くりっく株 365」について、オンライン取引を提供させていただいております。

(3) お問い合わせ・苦情受付窓口

当社は、お客様からのお問合せ・苦情を次の窓口で受付けております。

サポートセンター

〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 6 番 21 号

TEL 0120-729-365

受付時間：土日、元日を除く 8 時～18 時

(4) 苦情処理および紛争解決

苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

TEL 0120-64-5005

URL <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

【別紙】

☆委託手数料

(1) 委託手数料の額および徴収方法

委託手数料は、通常1枚あたり最大で片道324円（税込）で、その注文が成立した取引日の翌銀行営業日に証拠金から差引かれます。ただし、建玉整理に係る委託手数料は、無料です。

(2) 1取引あたりの委託手数料の合計額の計算方法

「1枚あたりの手数料×枚数」

☆取引所為替証拠金取引の種類

対日本円取引の対象通貨、取引単位、呼び値の最小変動幅及び決済日は、次の表の通りです。

通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅	決済日
米ドル	10,000 米ドル	0.005 (50 円)	翌々取引日
ユーロ	10,000 ユーロ	0.005 (50 円)	翌々取引日
英ポンド	10,000 英ポンド	0.01 (100 円)	翌々取引日
豪ドル	10,000 豪ドル	0.005 (50 円)	翌々取引日
カナダドル	10,000 カナダドル	0.01 (100 円)	翌々取引日
スイスフラン	10,000 スイスフラン	0.01 (100 円)	翌々取引日
NZドル	10,000 NZドル	0.01 (100 円)	翌々取引日
トルコリラ	10,000 トルコリラ	0.01 (100 円)	翌々取引日
ポーランドズロチ	10,000 ポーランドズロチ	0.01 (100 円)	翌々取引日
南アフリカランド	100,000 南アフリカランド	0.005 (500 円)	翌々取引日
ノルウェークローネ	100,000 ノルウェークローネ	0.005 (500 円)	翌々取引日
香港ドル	100,000 香港ドル	0.005 (500 円)	翌々取引日
スウェーデンクローナ	100,000 スウェーデンクローナ	0.005 (500 円)	翌々取引日
メキシコペソ	100,000 メキシコペソ	0.005 (500 円)	翌々取引日
中国人民幣元	100,000 中国人民幣元	0.001 (100 円)	7 取引日後
インドルピー	100,000 インドルピー	0.001 (100 円)	7 取引日後
韓国ウォン	10,000,000 韓国ウォン	0.001 (100 円) (注)	7 取引日後

(注) 韓国ウォンについては、100韓国ウォンあたりの呼び値となります。

対日本円取引のうち、メキシコペソについて、当分の間、上場が延期されます。また、中国人民幣元、インドルピー及び韓国ウォンについて、当分の間、上場を休止しています。

クロス取引の通貨組合せ、取引単位、呼び値の最小変動幅及び決済日は、次の表のとおりです。

通貨の組合せ	取引単位	呼び値の最小変動幅	決済日
ユーロ・米ドル	10,000 ユーロ	0.0001(1 米ドル)	翌々取引日
英ポンド・米ドル	10,000 英ポンド	0.0001(1 米ドル)	翌々取引日
豪ドル・米ドル	10,000 豪ドル	0.0001(1 米ドル)	翌々取引日
NZドル・米ドル	10,000NZドル	0.0001(1 米ドル)	翌々取引日
米ドル・カナダドル	10,000 米ドル	0.0001(1 カナダドル)	翌取引日
英ポンド・スイスフラン	10,000 英ポンド	0.0001(1 スイスフラン)	翌々取引日
米ドル・スイスフラン	10,000 米ドル	0.0001(1 スイスフラン)	翌々取引日
ユーロ・スイスフラン	10,000 ユーロ	0.0001(1 スイスフラン)	翌々取引日
ユーロ・英ポンド	10,000 ユーロ	0.0001(1 英ポンド)	翌々取引日
英ポンド・豪ドル	10,000 英ポンド	0.0001(1 豪ドル)	翌々取引日
ユーロ・豪ドル	10,000 ユーロ	0.0001(1 豪ドル)	翌々取引日

以上

平成 28 年 11 月 21 日